中国公船による領海侵入に関する意見書

日本政府による尖閣諸島国有化以降、中国公船による尖閣諸島周辺の接続水域内や領海に侵入する事態が繰り返されており、昨年の接続水域への入域は158日延べ607隻、領海侵入が19日延べ70隻に上る。ことし4月12日から6月14日までは過去最長64日連続して接続水域内の航行を続け、水域内で漁労する漁船に異常接近するなどの報告もあり、漁民に不安を与えている。

中国政府は、尖閣諸島周辺海域における海洋資源の存在が明らかとなって以来、南西諸島西側に広がる沖縄トラフまで続く大陸棚全域が排他的経済水域(EEZ)であると主張している。しかし、尖閣諸島は1895年(明治28年1月)に日本政府が沖縄県への所轄を決定して以来、漁業や林業、かつおぶし工場が営まれてきた経緯や中国政府及び近隣諸国から公式な異議申し立てもなく、さらには、1960年に中国で発行された「中国世界地図集」では、尖閣諸島が沖縄に属するものとして記載されているなど、国際法上でも我が国の固有の領土であることは疑問の余地がないところである。

よって、本県議会は、宮古・八重山地域住民を初め県民の生命・安全並びに領土・領海を守る立場から、政府に対し、尖閣諸島及び周辺海域が、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土及び領海であることを国際社会へ明確に示し、日中両国間の緊張をエスカレートさせることがないよう、平和的な外交によって中国との関係改善を図りながら、冷静かつ毅然たる態度で尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について適切な措置を講じることを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。 令和元年 7 月 11 日

沖縄 県議会

内 閣総 理大 臣 臣 外 務 大 通大 臣 玉 土 交 大 防 衛 沖縄及び北方対策担当大臣